



金沢市公報

号外第5号の12

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
●訓令甲		
○公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係訓令の整備に関する規程 (美術工芸大学法人化準備室)	1	○金沢市木の家づくり奨励金交付要綱の一部改正について (森林再生課) 4
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (職員課)	2	○金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱の一部改正について (市民参画課) 5
○道路等管理事務所当直規程の廃止について (道路管理課)	2	○金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課) 5
●告 示		○金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課) 5
○金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正について (行政経営課)	2	○金沢市における危険ブロック塀の除却及び生け垣の設置奨励に関する補助金交付要綱の一部改正について () 6
○公共工事の前金払取扱要綱の一部改正について (監理課)	2	○金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱の廃止について (市民参画課) 7
○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	4	

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係訓令の整備に関する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

公立大学法人金沢美術工芸大学の設立に伴う関係訓令の整備に関する規程

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表金沢美術工芸大学に勤務する職員の項を削る。

(金沢市辞令式に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市辞令式に関する規程(昭和51年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「又は金沢美術工芸大学教員の定年に関する規程(平成13年美術工芸大学告示第1号)第3条」を削る。

別表第21項中「(金沢美術工芸大学教員を除く。)」を削り、同表中第22項を削り、第23項を第22項とし、第24項から第32項までを1項ずつ繰り上げ、同表第33項中「第37項」を「第36項」に改め、同項を同表第32項とし、同表中第34項を第33項とし、第35項から第39項までを1項ずつ繰り上げる。

(金沢市副市長事務分担規程の一部改正)

第3条 金沢市副市長事務分担規程(平成8年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

別表 I T ビジネスプラザ武蔵で業務を行う職員の項中「ものづくり政策課長」を「ものづくり産業支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

道路等管理事務所当直規程（昭和43年訓令甲第6号）は、廃止する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第75号

金沢市行政改革推進本部設置要綱（平成7年告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

別表中「市民局長」を「市民局長 防災管理監」に、「市立病院事務局長 美術工芸大学事務局長」を「市立病院事務局長」に、「農林部長」を「農林部長 健康推進部長」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

●金沢市告示第76号

公共工事の前金払取扱要綱（昭和63年告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条に次の1項を加える。

2 この要綱において「中間前金払」とは、地方自治法施行令附則第7条の規定により、既にした前金払に追加してする前金払をいう。

第3条中「別表左欄」を「別表の公共工事の欄」に、「同表中欄」を「同表の契約金額の欄」に改め、「前金払」の次に「（中間前金払を除く。）」を加える。

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「その旨を市長に申請しなければ」を「請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて、市長に提出しなければ」に、「申請させる」を「請求させる」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

第8条 この要綱の規定に基づき中間前金払を受けようとする者は、あらかじめ、中間前金払に係る市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、中間前金払認定申請書（別記様式）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、工期が2年度以上にわたる別表第1号に掲げる公共工事については、各年度ごとに当該年度において実施すべき契約金額に相当する金額に対し、同表に定める割合で算出

した額を分割して申請させるものとする。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、中間前金払をすることについて適当と認めるものについて当該中間前金払の額を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。

第9条 前条第3項の規定による認定の通知を受けた者は、請求書に保証証書を添えて、市長に提出しなければならない。

第5条中「前2条」を「前3条」に、「、又は」を「又は」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。第3条の次に次の1条を加える。

第4条 市長は、前条の規定により前金払（中間前金払を除く。）をした別表第1号に掲げる公共工事で、次の各号のいずれにも該当するものについては、同表の契約金額の欄に掲げる契約金額の当該公共工事について中間前金払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 部分払の支払を受けていないこと。
 - (5) 本市から契約金額の2割5分以上の額に相当する額の公共工事の資材の支給を受けていないこと。
- 2 工期が2年度以上にわたる公共工事に係る前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度における工期」と、同項第3号中「請負代金」とあるのは「当該年度において実施すべき契約金額」と、同項第4号中「部分払」とあるのは「当該年度において実施すべき契約金額に対する部分払」と、同項第5号中「契約金額」とあるのは「当該年度において実施すべき契約金額」とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条—第5条、第7条、第8条関係）

公共工事	契約金額	前金払（中間前金払を除く。）の額	中間前金払の額
(1) 土木建築に関する工事 （次号及び第3号に該当するものを除く。）	300万円以上1億円以内の額	契約金額の4割以内の額	契約金額の2割以内の額
	1億円を超え10億円以内の額	契約金額から1億円を差し引いた額の3割に相当する額に4,000万円を加えた額以内の額	契約金額の2割以内の額
	10億円を超える額	契約金額から10億円を差し引いた額の1割5分に相当する額に3億1,000万円を加えた額以内の額	契約金額の2割以内の額
(2) 土木建築に関する工事 の設計若しくは土木建築に関する工事に関する調査	300万円以上の額	契約金額の3割以内の額	
(3) 土木建築に関する工事 の用に供することを目的とする機械類の製造	3,000万円以上の額	契約金額の3割以内の額	
(4) 測量	200万円以上の額	契約金額の3割以内の額	
<p>摘要</p> <p>1 この表の第1号に掲げる公共工事について、契約金額の2割5分以上の額に相当する額の当該公共工事の資材を本市が支給する場合における前金払（中間前金払を除く。）の額は、契約金額が300万円以上1億円以内の額の工事にあつては当該契約金額の2割5分以内、契約金額が1億円を超える額の工事に</p>			

あつては当該契約金額の2割以内の額とする。

2 この表の規定により算出した前金払の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第8条関係）

中間前金払認定申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

次の工事について、中間前金払を受けたいので、公共工事の前金払取扱要綱第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	
契 約 年 月 日	
工 期	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
摘 要	前払金受領額 円 前払金受領日 年 月 日

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、同日以後の契約の締結に係る公共工事の前金払について適用する。

●金沢市告示第77号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

附則第3項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

●金沢市告示第78号

金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（平成16年告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条第2号イ及びウを削り、同号エを同号イとする。

様式第1号中「（金沢産、乙種構造材で含水率20%以下の証明が受けられるすぎ柱に限る。）」を削り、同様式の備考第2号中「第6条第1項」の次に「又は第6条の2第1項」を加え、同備考第3号中「の規定による」を「又は第6条の2第1項の」に改める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成22年4月1日以後に行

う新要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金について適用し、同日前に行った改正前の金沢市木の家づくり奨励金交付要綱第5条第1項の規定による認定の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

●金沢市告示第79号

金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱（昭和54年告示第66号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

第2条に次の1項を加える。

- 2 この要綱において「バリアフリー整備」とは、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号）第22条第1項に規定する整備基準に基づき行うコミュニティセンターの構造及び設備に関する整備（当該整備基準と同等以上の基準により当該コミュニティセンターを安全かつ快適に利用することができる場合及び規模、構造、地形又は敷地の状況その他やむを得ない理由により、当該整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合の当該整備を含む。）で、当該整備により高齢者、障害者等が安全かつ快適に当該コミュニティセンターを利用できると市長が認めるものをいう。

第3条中「修繕（購入若しくは増築と同時にを行う場合又は当該修繕に要する費用が1,000,000円以上の場合に限る。）」を「次に掲げる修繕」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 購入又は増築と同時にを行う修繕
- (2) バリアフリー整備に該当する修繕
- (3) 当該修繕に要する費用の額が1,000,000円以上であるもの

第4条第1項中「増築」の次に「（バリアフリー整備に該当する増築を除く。）」を加える。

第5条第1項中「次項」の次に「及び第3項」を加え、同項第6号中「修繕の場合」の次に「（当該修繕に要する費用の額が1,000,000円以上の場合に限る。）」を加え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「新築、購入、増築又は修繕の場合」を「新築の場合、購入の場合、増築の場合、修繕の場合（当該修繕に要する費用の額が1,000,000円以上の場合に限る。）」、購入と修繕とを同時に行う場合又は増築と修繕とを同時に行う場合」に改め、「賃借の場合」の次に「又は修繕の場合（バリアフリー整備に該当する修繕をする場合で、当該修繕に要する費用の額が1,000,000円未満のときに限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 コミュニティセンターを修繕する場合（バリアフリー整備に該当する修繕をする場合で、当該修繕に要する費用の額が1,000,000円未満のときに限る。）における補助金の額は、コミュニティセンターの整備費等の額の50パーセントに相当する額以内の額とする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第80号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

第3条第1項第1号エ中「又は免疫」を「、免疫又は肝臓」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

●金沢市告示第81号

金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱（平成3年告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

第1条中「地盤調査に要する費用」の次に「、がけの抑制工事に要する費用」を加える。

第2条第5号中「応急防災工事」を「抑制工事及び応急防災工事」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 抑制工事 主に地下水が原因で起こるがけの変状又は変形の進行を抑制するための施設の新設又は復旧の工事をいう。

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する抑制工事のうち、市長が適当であると認める抑制工事を行う者

ア がけの変状又は変形の進行により公共施設又は公共性の高い私道に災害を及ぼすおそれのあるがけにおける抑制工事（公共性の高い私道に係る抑制工事にあつては、当該がけを所有する者が施行するものに限る。）

イ がけの変状又は変形の進行により居住用建築物等に災害を及ぼすおそれのあるがけにおける抑制工事で、当該がけを所有する者が施行するもの（当該居住用建築物等の建替えに併せて施行するものを含む。）

第5条中「又は地盤調査」を「地盤調査又は抑制工事」に改める。

第6条中「地盤調査」の次に「抑制工事」を加える。

別表中

応急防災工事	第3条第2号アに該当する応急防災工事	当該応急防災工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、900,000円を超えないものとする。	を
	第3条第2号イ又はウに該当する応急防災工事	当該応急防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。	

抑制工事	第3条第2号アに該当する抑制工事	当該抑制工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、3,600,000円を超えないものとする。	に
	第3条第2号イに該当する抑制工事	当該抑制工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、2,400,000円を超えないものとする。	
応急防災工事	第3条第3号アに該当する応急防災工事	当該応急防災工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、900,000円を超えないものとする。	に
	第3条第3号イ又はウに該当する応急防災工事	当該応急防災工事に要する費用の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、600,000円を超えないものとする。	

改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 第3条第1号イに該当する防災工事と同条第2号イに該当する抑制工事とを併せて行う場合の補助金の額は、次に定める額を合算した額とする。

(1) がけの高さ10メートルまでの部分の当該防災工事に要する費用の2分の1に相当する額及び当該抑制工事に要する費用の2分の1に相当する額を合算した額以内の額。ただし、その額は、6,000,000円を超えないものとする。

(2) 当該防災工事の設計に要する費用の2分の1に相当する額以内の額。ただし、その額は、750,000円を超えないものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第82号

金沢市における危険ブロック塀の除却及び生け垣の設置奨励に関する補助金交付要綱（昭和59年告示第27号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

題名を次のように改める。

金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱

第1条中「とともに、環境の緑化を推進する」を削り、「除去し、又は生け垣を設置する」を「除去する」に改める。

第3条中「ブロック塀の除却に関する」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 補助金の額は、除去する危険ブロック塀の面積（通学路等に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。）に、1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

●金沢市告示第83号

金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱（平成21年告示第40号）は、廃止する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

平成22年(2010年)3月31日 印刷
平成22年(2010年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)